

災害対応 e ラーニング

- 災害対応 e ラーニングは、災害時に活動する**地方公共団体の職員**（特に普段防災に関する業務に従事していない職員）が、災害対応に関する業務の内容・手順等について、**常時、短時間で学習することにより、地方公共団体の防災力の底上げ**を図るものです。

■ 学習テーマと内容・構成

【構成1】 業務担当（WP）ごとの e ラーニング

⇒ 防災基本計画等を踏まえ、災害時に多くの応援職員等による対応が求められる以下の8分野を当面のテーマとする。

- ① 避難所開設・運営（R3.9月～）
 - ② 住家被害認定調査・罹災証明書交付（R3.11月～）
 - ③ 避難情報の判断・伝達（R4.3月～）
 - ④ 災害廃棄物処理（R5.7月～）
 - ⑤ 遺体の取扱い（R6.8月～）
 - ⑥ 要配慮者への支援（R7.3月～）
 - ⑦ 保健活動（R7.3月～）
 - ⑧ 防疫（※）
- ※ 順次公開予定

【構成2】 被災自治体の首長インタビュー

⇒ 災害対応の実体験に基づく教訓等を通じて、災害対応時の「心構え」や「とるべき態度」を習得

■ 専用WEBページ

防災スペシャリスト養成 災害対応 eラーニング

ホーム アンケート (eラーニング) アンケート (首長インタビュー)

■ eラーニングテーマ選択

- > 避難所開設・運営業務
- > 住家被害認定調査・罹災証明書交付
- > 避難情報の判断・伝達
- > 災害廃棄物処理

避難所開設・運営：第4階層【WP 8】トイレ確保係

■ 講演・インタビュー

- > 被災自治体の首長インタビュー

実施主体 被災自治体の首長インタビュー 企画運営 内閣府(防災) 株式会社

専用WEBページ <https://bousai-ariake.jp/e-learning/>

- ※ スマートフォンからもご利用いただけます。
- ※ 本視聴にID・パスワード等は必要ありません。



問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）付
担当：菊池、土田
電話：03-3503-2236（直通）

5分※1で分かる

要配慮者への支援

災害対応eラーニング

※ 1 業務担当別の動画時間の平均：4分38秒

- ・ 国等の取組み指針やガイドラインを、有識者の意見を基に業務担当別に徹底分解
- ・ 業務体系図（WBS※2）と「本テーマの概要」で、要配慮者への支援業務の流れや、各段階における活動の概要が分かる
- ・ 市区町村の業務担当の目的・手順等を、5分程度の短い動画で説明し、確認テストで知識を定着

「要配慮者への支援」のWP※3

第1階層	第2階層	第3階層	第4階層
WP1 要配慮者への支援 統括責任者	WP2 避難行動要支援者に対する 避難行動支援 統括	WP3 避難行動に資する情報伝達 班	WP4 情報伝達 業務担当
		WP5 避難支援等 班	WP6 避難支援 業務担当
			WP7 安否確認等 現場担当
	WP10 要配慮者の避難生活支援 統括	WP8 安否不明者対応班	WP9 安否不明者対応 業務担当
		WP11 避難生活のための 福祉サービス調整 班	WP12 避難生活のための 福祉サービス調整 業務担当
		WP13 福祉避難所運営 班	WP14 福祉避難所 マネジメント担当
			WP15 福祉避難所 業務担当
	WP16 要配慮者のための 生活再建支援 統括	WP17 要配慮者のための 生活再建支援 班	WP18 要配慮者のための 生活再建支援 業務担当

eラーニングの参考資料

- ・ 内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月（令和3年5月改定））
- ・ 内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月（令和3年5月改定）） 等

代表的なWP: WP14 福祉避難所マネジメント担当

WP14 福祉避難所マネジメント担当

業務の目的

- 福祉避難所の「要配慮者受入れ・運営体制整備」「統廃合・消」を実施する
- 避難所に「福祉避難スペース」を確保する

主な業務

- 3.1.1 指定福祉避難所の受入れ・解消を実施する
- 3.2.1 福祉避難スペースと福祉避難所間の調整を実施する
- 3.2.2 指定福祉避難所の運営体制の整備を実施する

◀ 業務の目的と主な業務

3.1.1 指定福祉避難所の受入れ・解消を実施する

3.1.1.1 要配慮者への受入れ対応を体制を整備する

- 3.1.1.1.1 受付時に体調や感染症について聞き取りを行うための手順確立を実施する
- 3.1.1.1.2 受入対象者が一般の避難所等に避難していないか調査を実施する
- 3.1.1.1.3 福祉避難所への移送が必要な人を見分けるスクリーニング体制を確立する
- 3.1.1.1.4 （受入対象者以外の者が避難してきた場合）指定避難所への案内を行う手順を確立する

3.1.1.2 指定福祉避難所の統廃合・解消を実施する

- 3.1.1.2.1 避難者数のばらつきにより、指定福祉避難所の統廃合の検討を実施する
- 3.1.1.2.2 避難している要配慮者及びその家族に統廃合・解消にかかる十分な説明を実施する
- 3.1.1.2.3 指定福祉避難所の原状回復・解消を実施する

業務手順▶

内閣府(防災担当)「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」p.37-42

※2 WBS: Work Breakdown Structure は、業務手順を分解して構造化した体系
※3 WP: Work Package は、業務管理上の作業のまとまり（≒担当ごと）

専用WEBページ

<https://bousai-ariake.jp/e-learning/>

- ※ スマートフォンからでもご利用いただけます。
- ※ 本視聴にID・パスワード等は必要ありません。



問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）付
担当：菊池、土田 電話：03-3503-2236（直通）

